

# 流山市行政手続き等における通信技術の利用に関する条例(案)等に係るパブリックコメント実施要領

## 1 件 名

「流山市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例(案)」及び「流山市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する規則(案)」

## 2 目 的

この要領は、本市で電子申請を導入するにあたり、新たに条例を制定する必要が生じたことから、広くその案を公表し、市民等の意見を聴くことによって、市民等の参画の機会を保障するとともに、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

## 3 事業内容

国では電子政府、電子自治体の構築を目指し、数々の施策を展開しておりますが、その中でも特に重要な施策の一つとして位置づけられているのが電子申請です。電子申請が普及すれば、市民の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化が図られると期待されているところです。

### (1) 条例・規則の概要

今までの条例や規則ですと、届出や交付申請をする場合には窓口に出向いたうえで書類等に必要事項を記入していただき、審査した上で証明書類等が交付されるという手順になっていましたが、今回策定いたしました条例や規則では、自宅にあるパソコンからインターネットを利用して、電子的に申請、届出、交付を行なうこともできると決めました。

### (2) 電子申請とは

電子申請が行なわれれば、住民はインターネットに接続されたパソコンから、いつでも、どこからでも申請手続きが出来るようになり利便性は向上されますが、残念ながら、現在の千葉県のシステムでは、交付や手数料の支払いを電子的に行なうことが出来ず、市民の方が証明書等の書類を受け取る必要がある場合は、一度は窓口に来ていただく必要があります。

電子申請の導入は平成20年8月からを予定し、導入当初には30以上の手続きが行なわれることを目指し、順次利用できる手続きを増やしていく予定です。

#### 4 資料内容及び公表方法等

##### (1) 公表する資料

ア 流山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(案)逐条解説

イ 流山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(案)逐条解説

##### (2) 公表の方法

市役所第1庁舎3階企画財政部行政改革推進課、各出張所及び公民館、市ホームページで公開

#### 5 意見等が提出できる者

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する者

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

#### 6 意見等募集期間

平成19年12月1日(土)から平成20年1月4日(金)まで

なお、郵送・FAX・電子メールの場合は、平成20年1月4日(金)必着

#### 7 意見等の提出方法及び提出先

意見等は、原則、別紙様式による提出としますが、住所・氏名・意見等必要事項が明記されている場合は、任意様式も可とします。

(1) 直接持参 市役所第1庁舎3階 企画財政部行政改革推進課窓口

(2) 郵送 〒270-0192

流山市平和台1-1-1

流山市役所 企画財政部行政改革推進課 行政改革推進係

( 3 ) F A X 0 4 - 7 1 5 0 - 0 1 1 1

( 4 ) 電子メール keieikaikaku@city.nagareyama.chiba.jp

8 その他

- ( 1 ) 提出いただいたご意見等に対する回答はいたしません。意見等募集期間終了後、全ての意見等について整理した上で、計画作成の参考にさせていただくとともに、ご意見等に対する市の考え方については、市役所第1庁舎3階企画財政部行政改革推進課、各出張所及び公民館、市ホームページで公表します。
- ( 2 ) パブリックコメントに対して寄せられたご意見等は、住所・氏名を除き、原文のままで公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見等の本文中には記載しないでください。
- ( 3 ) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメントとして取り扱いません。

9 実施担当課

流山市平和台1 - 1 - 1

流山市役所 企画財政部 行政改革推進課 I T 推進室

TEL 0 4 - 7 1 5 0 - 6 0 7 8 ( 課直通 )

FAX 0 4 - 7 1 5 0 - 0 1 1 1